

第3回「練馬区区民協働のあり方懇談会」議事概要

《平成 21 年 7 月 23 日(木)PM6時 30 分～8 時 30 分 庁議室》

座長：第 3 回の協働の懇談会を開催します。始めに議事概要については訂正がありますでしょうか。事務局からはいいですか。

事務局：議事概要については結構でございます。

座長：森田課長から「新練馬区基本構想」について説明がありますので、よろしくお願ひします。

基本構想担当課長

：第 1 回の懇談会で答申は説明しましたが、区として答申を受け、区として「素案」にまとめました。基本的に審議会の答申を尊重して区として素案としてまとめ、協働に関しては、5 ページの第 2 章の 2 「区民と区との協働」という形で掲載しました。第 5 章の 2 項目目にも「区民参加・参画と協働を進める仕組みづくりということで、協働は全体の施策、政策を支える重要な柱となっています。長期計画をまとめていく中でも協働はひとつの大きな柱となっていますので、こちらの懇談会の検討の成果も反映できるようにしていきたいと考えています。

座長：今、森田さんから説明がありましたが、区政運営の柱の一つに協働を掲げるということですので、これまでも活躍されている、地域活動を支えている区民がそれぞれの立場で活動がしやすい仕組みを構築するという視点も加味して、今日もご検討いただきたいと思います。

事務局：「第 2 回懇談会議論のポイント」のまとめについて資料に基き説明

座長：前回から 1 か月程たっているのですが、ご自分の発言を少しずつ思い起こしていただき、この点は確か言ったはずですか、この修正の方向について、ご意見がありましたらお願いします。

委員：内容的には問題ないと思うが、「議論のポイントのまとめ」は直近に届けられたので、議事録と同時にしていただきたいと思います。

事務局：今後はそのようにしていきます。

副座長：協働を実施した後の評価の問題は議論されなかったのですか。協働をやりっぱなしではなく、「協働で振り返る」という観点について、今後の議論の中に入れてください。

座長：何か、お気づきの点があったら後ほどにでもご指摘ください。

「分類、体系化を通した、区の協働事業の傾向」から検討を続けていきます。

第 2 回の議論のまとめでも意見が書かれていますが、7 ページの「協働事業の領域分類についての表が」がわかりにくいという話がでましたが、事務局としては既にご協働事業を掲載するのかについて、検討は行いましたか。

事務局：まだ、具体的な検討はしていませんが、いずれかの段階で委員の皆様の了解を得られるような選定をしていきたいと考えています。

委員：パートナーの中の「教育・研究機関」はどのようなものを想定していますか。

事務局：武蔵大学や日大芸術学部等と協働している事業が反映されています。具体的には、「区内三大学連携事業」などがあります。

委員：パートナー別の協働事業実施状況の扱いが難しいですね。任意団体も実態で見ると中身が難しいと感じます。ボランティア団体の数も多いし、老人クラブも区に登録していない団体の方が多いくらいなので、②の運営協議会も種々雑多であるので、誤解を招きやすいというところを非常に危惧します。外した方がいいと思う位です。

座長：誤解とは具体的にどのようなことですか。

委員：任意団体の説明が実態とかけ離れているということです。

座長：これは形式的にやっているかないかというのをまとめた結果ですので、内容に関して問うことはできません。協働事業がこういう相手と行われたという結果です。

委員：どのような調査をやられたのですか。

事務局：協働事業の傾向を把握するために行いました。そのうちの 166 事業を検証の対象としたその結果、Bの区が主導している事業数が多いので、今後はDの区民主導型の協働を増やしていく必要があると考えています。8ページも傾向を掴むために事業数から整理したものです。任意団体は町会・自治会やNPO法人に分類されなくて入っている場合があります。事務事業は900程あります。その中で194事業が協働しているという回答がありました。協働をしているかどうかの理解に所管課ごとに差はありますが、そのこと自体が問題点であるという認識もあります。今回の協働指針の策定を機に、協働事業に対する理解が浸透すれば、また、違った調査結果にはなると思います。

座長：例えば、区主導の協働事業はどんなパートナーが多いのかという結果が分かればまた違ってくるとは思いますが、単純にボランティア団体等の任意団体が地道に活動しているということが分かる表です。

委員：幼稚園とか学校などの関わりがどうなっているのですか。教育委員会の目標は「地域に根差した、地域に開かれた学校」となっていると思います。一覧表を見ると教育委員会の関わりが、青少年の育成分野しかないようです。幼稚園から中学校までの期間は、地域の人材を育成するという意味でも大切な時期であると思います。教育委員会が行政の中でどのような位置付けになっているのか教えていただきたい。

事務局：幼稚園、小学校、中学校は区側と考えています。「学校安全安心ボランティア事業」や「学校開放事業が」区民、町会・自治体や任意団体をパートナーとして行われているという整理をしています。

委員：協働事業が領域別に整理してありますが、委託から後援名義まで様々分類されているので、予算額が分かるような資料を出すことは可能ですか。

座長：これは全体の傾向をまとめたものなので、B、C、Dのタイプごとに分けられています。ご自分が実感している活動実態と異なるということは理解できますが、事実としてご覧いただきたいと思います。

事務局：昨年度協働の調査は2回行いました。2回目は事務事業を対象に行いこの結果になりました。確かに庁内でもこれで全てではなく、まだ出てきていないものがあるという認識でしたが、全体の傾向を掴むということに主眼をおいてこのような結果になりました。事務事業の数が約900と話しましたが、当然Aの「区の責任で主体によって行う領域」の事務もあるので、単純に900分の200が回答結果というわけではありません。

委員：各所管によって温度差があると感じています。この類のデータは関係者が押さえておけばいいと思います。任意団体も団体の規模等が様々であるので、データが一人歩きすることを危惧しています。

座長：この報告書をそのまま指針とガイドブックにするわけではありません。この懇談会で検討していくうえでの資料であるので、任意団体のあり方とか、「区民」の範囲やどのように考えるのかも含めて、町会、NPO、教育研究機関などの様々な主体がよりよく繋がっていくためにはどうしたらいいのかを考えることが懇談会の大きな目的であるので、例えばこのデータも行政の認識が甘いということであれば、「行政の意識改革が大切である」ということを盛り込んでいく方向で考えていきます。

副座長：この資料は議論を進めるための、つなぎに過ぎないと思います。次第の後半へどんどん進んでいった方が良くと思います。事務局がこういう柱で組んでいった方がいいんじゃないかというたたき台を出した方が話は早いと思います。丁寧にやっていると時間が足りなくなってしまうのではないのでしょうか。

座長：すみません、進行が悪くて時間をかけている部分があるのですが、原則このデータを区民の方に示すのは多分にできないと思います。10ページのところまでは、内容や文言で気になる部分があれば、個別に事務局に確認ということにしたいと思います。予算の多寡は別にして、パートナー別としては任意団体①が多く、事業の形態としては事業協力が多という結果になっているというのが事実であると思います。

委員：座長が言われたとおり、この辺はさらっと流してしまった方がいいと思います。

座長：7ページから11ページまでで確認しておきたい点はありますか。なければ、現状の協働事業を分析した成果、問題点から今後、どのような方向に進んでいった良いのかについて検討を進めていきたいと思います。

委員：教育・研究機関の中で、学校も聖域ではないということをはっきり示すことと、「特色ある学校教育の実現」ということで、練馬区の子どもを育成するということを打ち出せないのかと思っていますので、この辺りを検討していただきたいと考えています。

事務局：この調査は所管課が協働というものをどのように捉えているのかを反映したもの

と考えています。学校教育の部門が全く出てこないというのは、教育委員会が協働を意識してないというわけではありませんが、事務局としても、ひとつひとつの事業を詳細に検証したわけではないので、マクロ的に捉えたもので参考としてとして受け止めていただきたいと思います。

座長：11 ページの現状の協働事業の成果に進みます。成果としては平成 20 年度の調査からということでまとめていますが、この様な書き振りでいかがでしょうか。

委員：この調査は庁内の調査をまとめたものであるもので、協働の相手側としての雰囲気も反映されているのか、どうかを知りたいのですが。

委員：表現は区側のものになっていますが、行っている主体としては概ねこのような感想であると思います。ですので、この内容に沿うような形で、区民側から見た形にしていけば良いと思います。細かいことを言ったらきりがないので、あくまでも幹ということです。

委員：ガイドラインのようなものがあると評価しやすいが、現在は示されていません。自己評価というものはありません。主体が行政にあるので、「あなた達どうなのよ」と言われると、「えっ、そうなのかしら」と思う部分が多分にあります。お互いのガイドラインができているともう少しやりやすいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員：各部署が協働に求めているものが違うので、ガイドラインも全部違ってきます。ですからちょっと難しいと思います。助成金を受けているものに関しては、厳しいチェックが入っています。ガイドラインとして一律に設定するのは難しいと感じています。

委員：行政が評価する際には実績と、助成金が正当に遣われているのかという部分ばかりに的が当てられて、住民の満足度とか質の面で抜けていると感じています。住民がどのように受け止めているのかの評価をしていただきたいと思います。協働を実施した際の成果が行政の一方的なものではないと思います。

事務局：委員から、これは区が協働事業を実施した際の成果ではないかとの指摘がありました。この懇談会は住民の代表の方の目から見たご意見をいただく場です。住民の見方のガイドラインを区で作るというのは、そもそも違うと思います。皆さんからの意見を伺って私どもが参考にさせていただくということです。委員の方から行政は効率的という視点を重視しているのでは、という話が出ましたが、ア)は「事業の実施、拡大につながった」、イ)は「柔軟で的確な事業運営につながった」、ウ)が「地域のネットワークづくりに貢献した」との回答になっており、効率的な行政が推進したという成果もあるとは思いますが、ここでは挙げていません。

委員：青少年育成委員はいただいたお金をみんなで協力しながら事業を行っています。互いに満足しながらやっています。3つの地区際にも関わっていますが、地域、地域で全体が満足してやっています。その中で地域の活力をすごく感じています。成果

としてこのア、イ、ウは身近な成果として感じておりますので、どのように表現するかはありますが、この3点はよい観点だと思います。

副座長：せっかく調査したのであれば、協働事業の形態とクロスさせて、どういう形態だとどういう成果が区の担当者から上がったのかなというところに関心があります。事業を実施した区民の団体がどう評価するというのは別の問題ということになります。基本的には事業形態別にどのような評価が出たかというのは大切であると考えています。全部混ぜてこれが1番、2番、3番というのはあまり意味がないという気がしました。

事務局：副座長がお話になった資料は去年の集計の過程でデータ化したものがあります。

副座長：出していただいた方が次の議論の裏づけになると思うのですが。

座長：ここの場に出てこなかったというのは、あまり違いがなかったという判断なんですか。

事務局：若干の差はありましたが、明白に事業協力の場合はこちらであるというような、差は出ていなかったように記憶しています。アイウの文言もこのとおりに書いてあったわけではなく、いろいろ書いてあった文言を集約したものです。

副座長：これから話を進める際の根拠になればと思いましたが、あまり違いがでてないようであったらよろしいかと思えます。

事務局：参考の調査を検証し、成果もあれば課題もあるというのが区の認識です。これは区のまとめですので、実際に地域活動を行っている皆さんとどれくらい認識のギャップがあるのかということところです。そのギャップによって今後の取り組み内容に反映していけばいいのではないか思っています。ですから皆様方の視点から見た場合どうであるかという視点で、ご意見をいただければと思いますので、よろしく願います。

委員：助成金の支給の面で硬直化している面があります。実際にはそれが生かされていないという課題があります。

座長：成果は評価に関わる面もありますが、協働の定義に一番関わってきます。こういったところを区職員サイドが実感するということに協働の基本的なメリットがあるんだよということに繋がった方がわかりやすいと思います。区側としてはこういうように実感しているということを念頭に置いて、だけれども実際に地域でご活躍されている方から見ると、「これじゃーね」というところを次の12ページ以降のところでおっしゃっていただければと思います。

委員：成果はふたつあると思います。ひとつは「目的に照らし合わせた成果」、当初、何らかの目的が協働事業を始めたと思うので、その目的に照らし合わせてどれ位達成しましたか、という成果。ふたつ目は当初予定していなかった、予想外の成果。先程、事務局から住民側から見た成果を出して欲しいという意見がありましたが、その場合は目的に照らし合わせた成果という視点を入れる必要があると思います。

座長：12 ページの一番上に「協働を推進するうえで欠かすことのできない「職員の意識改革」とあるが、この部分でこれじゃ足りないという部分がありますか。意識改革は必要であると思いますが、こういう意識を持ってあるべきであるかとかについてです。

委員：行政としては言いにくいかもしれませんが、「区民の意識改革の必要性」も入れるべきだと思います。ボランティアや青少年活動で頑張っている人ももちろんいますが、区民全体からみればわずかしきません。行政は縦の線で、区民は横の線であると思うので、基礎と基本が結び付いて三角形になれば素晴らしい区になると思います。行政当局が旗を振っても、区民がついてこないとなんにもなりません。私は安全・安心の分野にも関わりを持っていますが、勤めを終えてやっと市民権を得たという思いです。職員の意識改革も地道な取り組みが必要になると思うし、区民の意識を変えるにも地道に取り組むしかないと思います。

事務局：私どもも時間と労力がかかる課題であると認識しています。協働を進めるうえでは地域の繋がりがベースになると思っていますので、そういった取り組みについても当然検討する必要があると思っています。区民の意識改革ということでは、前回の懇談会でも、活動している区民と、活動していない区民、また、区民と区との「共通理解が不足している」という意見がありました。このギャップを埋めていかないと、協働がうまく進まないと考えているので、課題として認識しています。

委員：私も職員の意識改革よりも、区民の意識改革が必要な状況であると考えています。

委員：区民の意識改革という話がでたが、それはできないと思います。70 万区民は練馬を良くするために住んでいる人ばかりではないと思います。住んでいる中でいろいろ課題が出てきてそれをなんとかしなきゃという思いはあると思いますが、皆が練馬区を良くしようと思って生活しているわけではないので、普通に暮らしている人達が何を希望しているのかを聞いていただかないと、ちょっとあまりにも上からじゃないかなと思います。

委員：区長が安全・安心を打ち出している中で、自分の身の回りはどうであろうかなと考えていくと、防災、防火でも青少年育成の活動でもお祭りにおいても自分が少しずつ関わりを持っていくということは、時間と労力が必要になると思いますが、意識は少しずつでも変わっていくのでは、と考えています。

座長：協働するには区だけではなくて相手がいることなのであり、協働すればいいということでもありません。どういったことをしたいから協働した方が、よりメリットがあるのんだよねという、社会像的なものがあって初めて成り立つのが協働なんですけど、その辺を抜いて話しているので難しい面があるのです。具体的な問題点も全庁的な調査をやってこのように分析されているわけですが、NPO と行政の協働という面からも合致しているというか、問題点もきちんと抽出されているということが、12～14 ページに出ています。職員の意識が未熟であるとか、区が主導している

事業が6割でなかなか住民主導にはいっていないとか、それでは、住民主導にするにはどうしたらいいのかになると、13 ページの上にパートナーの人材が固定化しているし、高齢化しているとか組織として未熟だということが挙げられています。また職員の意識改革と共に庁内の連携が不足しているという具体的なことも書いてありますので、この点に関してご意見がないようでしたら、15 ページへ進みたいと思います。

協働事業の現状を踏まえた上で、どうしたらよくなりますかということで、具体的にご検討いただきたいと思います。

座長：最初は「区として必要な体制を整備する」とありますが、これはどのような内容ですか。

事務局：課題としては、今日も話が出ている「職員の共通理解が不足している」とか「庁内の連携が不足している」という、庁内の体制に関する課題であり、それに対して、職員の手引き書となる、「ガイドブック」を発行するという対応策や、組織的な整備を図っていくということを解決の方向性として示したものです。

座長：住民として活動しやすい状況をつくるためには、区としてどんなことが必要であるかと皆さんが日頃思われていることをお聞かせいただきたいと思います。

委員：練馬区に越してきた時に、ボランティア活動をしたくて、ホームページの入り口までたどり着いたが、その奥まで行けませんでした。ホームページひとつとっても体制が未整備という問題があると思います。

委員：ガイドブックを作成するときに区民の代表を入れて、そこから協働作業で入っていくのもひとつの方法であると思います。区の印刷物などは区内部で作ってしまっただけから、回ってくるのがほとんどであるので、ガイドブックの作成を協働でやるのもひとつの方法であると思います。確かに総合調整組織はないので、つくっていただければと思います。

座長：事務局、いかがでしょうか

事務局：様々ご意見が出るとは思いますが、いったん受け止めさせていただいて、他の方の意見も聞いた上でとさせていただきます。前回は、「行政と団体相互の意見を聞いて調整する組織の必要性を感じる」という意見をいただいていますので、この辺りでご議論いただければと思います。

座長：特に順番は構いませんので、できるだけたくさんご意見を出していただければと思います。

委員：成果について区側の成果と、ボランティアなどをやっている方々の成果は違うと思います。一般の区民は練馬区を良くしようと思っているわけではなくて、自分達が暮らしていくために生活しています。役所は一般の住民をどのようにサポートするかを考えていく必要があります。商店会も空き店舗のこととかを役所の力を借りてやっていますが、2～3年の補助金が出ている位では貸す側から見ると厳しいもの

があります。空いているからと NPO に貸すといっても間には入れません。貸す側からすると居住権の問題とかがいろいろ絡んでくるので、そういう面でも厄介です。先程ボランティアをやってみたいという気持ちがあるという話も出てましたが、なかなかどこまで突っ込んでいいかわからないと悩んでいる人がいると初めて知りました。役所からすると 70 万区民にどういふふうに力を貸せるかとも思いますが、こういう機会があれば、少しでも協力できればと思っています。

委員： 15 頁の「パートナーと行政を調整する総合調整組織」と 17 頁の「地域と行政を結び付ける「協働のコーディネータ」について、この 2 つは同じことを意識しているのか、違うことを意識しているのか事務局に確認させてください。

事務局： 15 頁の「パートナーと行政を調整する総合調整組織」というのは、窓口がバラバラになっているので、地域で活躍されている皆さんにとっても、区側としてもうまく進まない部分があるので、「協働所管課」のような組織を設置した方がいいのではないかという意見が職員から出たものです。「協働のコーディネータ」というのは、皆さんが区と協働でこういう事業をしたいと思ったり、逆に区がこういう事業を協働でしたいと思っても、相手を探すのがなかなかできないという現状があるので、その辺りをうまく結び付けることができる役割を担う人材が必要ではないかというところから出てきたものです。なので、重なる部分はありますが、事務局としてもイメージが具体的になっているわけでないので、皆さんに積極的な議論をしていただき、イメージを固めていただければと思います。

副座長： 全体像が見えない中で議論が進んでいるような気がします。この報告書は庁内の会議体で一応こういう方向性を出したものと考えます。「区民との協働指針」がメインであり、指針づくりのためにどういう仕組みとかルールをつくるのか、どういう課題を今後の目標として掲げるのかとかの話し合いするわけですね。全体としてはちゃんとした中間支援組織を立ち上げるかどうかが一番大きな課題であると思っています。

NPO 推進のための中間支援組織の形はあるようですが施設はないので、そこをきちっとつくるというのが一番大きな目標で、そこにコーディネート機能を置くというのが大前提じゃないですか。行政の中の調整組織は窓口としてももちろん必要だし、協働の研修も必要になると思います。協働の原則というのは今まで積み上げてきたものがあるのだから、今後、どのような姿を目指すのかを考えたときに、中間支援組織をどうするのかと、これはある意味で行政に対しても独立性を持つ必要があるわけです。NPO や町内会を含めた、地域の多様な住民組織と行政との間というものもあるし、民間の間のいろいろな協働をどうやって調整するのが非常に大事です。そこがなくて行政との協働ばかりやっていると、行政の下請のようになってしまいます。中間支援組織が行政とのいい意味での創造関係というのを生み出しながら、なおかつ中間領域で市民的公共性を立ち上げるのかということが、一番協働の

意味あるところで、行政からすると、いろんなメリットがあると思います。行政だけでできない、よりきめ細かいサービス事業を区民団体と協働して展開できる。あるいはこれまでの行政のやり方を見直すきっかけになるとか。ですので、この全体像を指針の中にどう盛り込むかという議論を我々はする必要があるのでと思います。これは区の中の裁量として踏まえるべきというか、これを入れてなおかつ協働の指針づくりということで何を盛り込むかというところに議論を持っていった方がいいのではと思います。

座長：実際に区との協働をやられている方が、こういうことがあればもっと活動しやすいよということをもっと言っていただければ、いいかと思います。

副座長：他の自治体の懇談会とかにも出ていましてけど、事務局がもっとしっかりしていて、バンバンたたき台を出していました。もうちょっと議論が活発になるようなやり方をした方がいいのではと思います。

事務局：指針に何を盛り込むかということですが、第1回で懇談会の検討の進め方は確認させていただいたのかなと思っています。今、練馬区では166の協働事業が行われていますが、全体的な仕切りがないまま進められてきたということで、協働の必要性ですとか、協働の定義ですとか、主体、形態にはこういうものがあるということで、共通理解を庁内においても、区民の皆様とも進めていく必要があると。指針のたたき台を出して進めていくこともひとつの進め方であると思いますが、報告書をまとめたので、区としてはこう考えているので、実際に活動されている皆さんどうお考えですかということで、そこから練り上げていく形をとりたいと考えておまして、それを第1回ときに確認できたのかなと思っておまして、ここからが皆さんがご意見を出していただけたところだと思っておまして、具体的な話をしませんと生きた指針にならないと考えておしますので、これをひとつのベースにさせていただいて様々なご意見をいただければと思います。

座長：協働事業を進めていくことになると中間支援組織を定義するというのもひとつですが、支援措置として、先程の空き店舗の話ですとか、区の公的財産である施設の利用ですとか、そういったことを実際におやりになっていらっしゃる方が、こうして欲しいとか、こうしたらもっと活動しやすくなるのだということを言っていただきたいと考えています。

副座長：提案型の協働事業、例えば子育て関連の部署が、こういう事業をやっていただける団体を募集しますので、企画も練り上げてきてくださいと。公募型の協働事業というものが今、区にはないのでしょうか。あるのですか。それは協働の仕組みの中に指針として入れていただいて、それについてはやった後に「協働で評価する」ということがやりやすいのですよ。助成金なんかは評価しにくい。提案型の協働事業をきちっと入れるのであれば、協働の評価には結び付くし、進化にも結び付く。モデル事業としてやったことを発表して何が行政にとっても民間にとって

も良かったのかと。何ができなかったのかということを経験して、各セッションが自分達の協働事業に活かしていくという波及効果が期待されます。

座長：そういったことは、地域福祉課の事業の「福祉のまちづくりパートナーシップ事業」でやっていましたよね。そういったところで、うまくいったところと、うまくいかなかったところを精査したり、新木さんが入っていて、山浦さんが講師で来ていた、「地域福祉パワーアップカレッジ」で、どういう効果があったのかとか、もっとこうして欲しいとか、具体的な事業を経験されたところから仰っていただいても構わないと思います。

事務局：協働事業の提案制度は報告書の16頁にも記載があるということです。

委員：17頁の「多くの人材が地域で活躍するための仕組みをつくる」がありますが、大筋このとおりでいいと思うと同時に、「協働のコーディネータ」の関わりがありますが、こういった関わりで、地域の町会づくり、生活に関わることももった方がいいのではと思います。町会は開かれた運営をしているが、新しい人がなかなか入ってこれないという現実もあります。11ページに「パートナー同士が知り合うきっかけとなり～」という表現があるが、新しい人達が入ってくる雰囲気づくり、町会を運営している方々の意識啓発と言うか、俺達がやっているんだと言うだけでは新しい人はなかなか入ってこないと思うので、このようなノウハウを学ぶ研修会などを企画していくのも一案ではないかと思っています。それぞれの町会の良さを分け合っていく必要性も感じています。普通に暮らしている人達が地域で活躍するためのきっかけをつくっていくことが必要であると思います。

座長：そういった方が増えていくと、地域の繋がりが大きな固まりになって、いろんな改革が地域でできるようになるとは思います。みなさんもご自分の活動をなかなか振り返る時間もない中で、このようにまとまった形になっているとご意見も出しにくいこともあるのかと思いますが、次回までに事務局までにご意見を知らせていただきたいと思います。

委員：17頁に「育成した人材の活躍の場が少ない」と「地域と行政または地域の中を結び付けるコーディネータの不在」とありますが、私もパワーアップカレッジを卒業したが、これから毎年どんどん卒業生が出て、人材が育っていくと思っています。ただし、活動の場が少ないというのは実感としてはあるのですが、本当に少ないのかは検証したことがないので、もしかしたら沢山あるのかも知れません。協働のコーディネータの配置とか、NPO活動支援センターの拡充とかが実現されると、活躍の場が目の前に見えてくるような気がするので、是非とも前向きに実現する方向で検討してください。この15~17頁に書いてあることが実現されると、ものすごくいい協働ができるのかなと思います。

座長：それでは次回の日程を決めたいと思います。

事務局：次回は8月26日の水曜日でしょうか。ご意見は8月7日（金）までにいた

だくと助かります。

副座長：次回に指針の骨子案はでますか。5回で終わるのであれば、骨子案を出さないと間に合わないと思います。

事務局：可能な限り対応させていただきたいと思います。「指針」を作るための提言をしていただくというのが趣旨ですので、「指針」そのものは「提言」を受けてあらためて区の方で整理させていただきたいと考えています。

副座長：指針のこの会としての案をつくってしまって、それをまた区でもんで、それを変えていけばいいと思います。内容を絞ってやった方がいいと思います。

事務局：懇談会としての提言はある一定の線まで出そうと思っておりますが、それぞれの活動する方々の食い違った意見も取り入れる形で、この回数でまとめられればと思っております。無理にひとつのものにまとめるということは当初から考えてなく、その旨も説明させていただいたと思っておりますが、報告書は一通り検討しましたので、今回は別の形でお示ししたいと思います。

副座長：指針にはこういう構成でこのようなことを盛り込むべきであるというところまでいかないと、意味がないと思います。これについては両論併記で意見がまだ一致していないですということを書けばいいと思います、全部を一本にする必要はないが、こういう柱を入れて、こういうことを盛り込んで欲しいという形でまとめないと、ちゃんとした報告書にならないですし、拡散した意見を言っただけになってしまう。報告書をたたき台にここまで意見を整理されてきたので、それは活かす必要もありますが、次のステージに行くためにたたき台を出して、こういう柱でどうでしょうかとか、これはここまで確認されているのでこれを入れたいとか、座長提案で出していただいてもよろしいのですが、そうやって行かないと終わらないんじゃないかと危惧します。

事務局：先程申し上げたとおりこちらで整理させていただきたいと思います。

座長：協働でつくるものなので、今日出しそびれた意見とかアイデア、他の自治体ではガイドブック、指針の類はできていたりするので、是非、これを盛り込んで欲しいということを申し出ていただければと思います。

これで、第3回の懇談会を終わらせていただきます。